

2009 年 11 月 27 日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司  
副総経理 吳 明憲E-mail : [meiken@jris.com.cn](mailto:meiken@jris.com.cn)URL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15樓62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122

**日本総研**

The Japan Research Institute, Limited グループ



## 個人の両替に関する新規定

2009 年 11 月 19 日付で《国家外貨管理局：よりいっそう個人為替売買業務管理を整備することに関する通知》<sup>1</sup>が公布され、同日施行されることとなりました。個人の外貨購入・人民元転は《個人外貨管理弁法》及び《個人外貨管理弁法実施細則》<sup>2</sup>により年間で 5 万米ドルまでという制限が行われておりますが、複数の人間が協力することでこれを回避する行為が見られておりました。本通知はこのような行為を阻止することでホットマネーの流入や外貨の流出を防ぐことを狙いとしたものです。

### 1. 制限される両替行為

年間 5 万米ドルまでと制限されている個人の外貨購入・人民元転の制限を回避するための行為に対して制限を加えるべく、以下のような両替について、銀行は厳しく確認することが求められるようになりました。

(1)	国外同一個人または機構が同日、隔日または連続する複数日に外貨を国内の 5 以上の異なる個人に送金し、受取人がそれぞれ人民元転。
(2)	5 人以上の異なる個人が同日、隔日または連続する複数日のそれぞれ外貨購入後、外貨を国外同一個人または機構に送金。
(3)	5 人以上の異なる個人が同日、隔日または連続する複数日にそれぞれ人民元転後、人民元資金同一個人または機構的人民元口座に入金または送金。

<sup>1</sup> 匯發 [2009] 56 号

<sup>2</sup> JRIS NEWS 【2007】 3 号 : [http://www.jris.com.cn/rizong/news/upload1/1168358042907\\_0.pdf](http://www.jris.com.cn/rizong/news/upload1/1168358042907_0.pdf) 参照。

(4)	個人が7日以内に同一外貨預金口座から5回以上1万米ドル相当の外貨現金を引き出し。  または、 5人以上の個人が同一日以内に共同で同一銀行営業店にて一人あたり5000米ドル相当の現金を人民元転。
(5)	同一個人がその外貨預金口座内の預金を5人以上の直系親族に振り込み、直系親族はそれぞれ年度総額内で人民元転。  または、 同一個人の5人以上の直系親族それぞれが年度総額内の外貨を購入後、その購入した外貨を当該個人の外貨預金口座に振り込み。
(6)	その他複数人数、複数回に渡り限度額管理を回避する個人の為替分割売買行為。

ここで気になるのが(1)の「国外同一個人または機構が同日、隔日または連続する複数日に外貨を国内の5以上の異なる個人に送金し、受取人がそれぞれ人民元転。」です。中国国内の個人外貨口座への給与送金が制限されたことは記憶に新しいかと思います。現在では個人が中国国内で外貨給与を受ける場合は国外から送金を受けるというスキームをとらざるを得ないわけですが、(1)を文字通り採りますと5人以上の従業員に対して国外から給与送金を行ってきた会社は、今後これができなくなってしまうといえます。

## 2. 銀行の処理原則

1で挙げているような両替行為について、銀行は十分に確認することが要求されます。具体的な処理方法は以下の通りです<sup>3</sup>。

(1)	個人の為替売買が明らかに分割で行われており、銀行が分割為替売買行為と確認するに十分たる場合	手続きを行わない。
(2)	個人の為替売買行為が1で挙げている特徴のいずれかに該当するが、銀行が直接分割為替売買行為と確認することが出来ない場合	経常項目外貨収支の真実性審査原則に従い、個人に対し取引額の関連証明材料の提出を求めた後に手続きを行う。
		関連証明材料を提供出来ない場合、銀行は手続きを行わない。

<sup>3</sup> 資本項目については《個人外貨管理弁法実施細則》第三章等の個人資本項目管理規定に従い処理します。

### 3. 個人手持外貨現金人民元転

個人手持外貨現金の人民元転は、以下の規定に従って行われます。

(1) 本年度人民元転総額を超過していない個人の手持外貨現金人民元転

金額	必要資料
当日累計金額で5000米ドル相当以下	・ 本人の有効な身分証明書
当日累計金額で5000米ドル相当超	・ 本人の有効な身分証明書 ・ 本人の税関捺印のある《中華人民共和国税関入国旅客貨物物品申告表》または本人の銀行預金外貨現金引出証書

(2) 本年度既に年度人民元転総額を超えた個人の手持外貨現金人民元転

経常項目	・ 本人の有効な身分証明書 ・ 本人の税関入国申告表または本人の銀行預金外貨現金引出証書 ・ 《個人外貨管理弁法実施細則》 <sup>4</sup> 第二章に規定する取引額の明記された関連証明材料。
資本項目	・ 本人の有効な身分証明書 ・ 本人の税関入国申告表または本人の銀行預金外貨現金引出証書 (《個人外貨管理弁法実施細則》 <sup>5</sup> 第三章等の個人資本項目管理の規定に従って手続きします。)

なお、個人の経常項目における非経営性外貨購入における外貨購入資金の出所は人民元現金、本人またはその直系親族の人民元口座ならびに銀行カード内資金に限定されます。

以 上

\*弊社ウェブサイト(<http://www.jris.com.cn/>)でバックナンバーをご覧頂くことができます。

<sup>4</sup> 匯発 [2007] 1号

<sup>5</sup> <http://www.jris.com.cn/rizong/news/news/2007/1/9/1168357959324.shtml>

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。